

Title	今宮新氏提出學位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1952
Jtitle	史学 Vol.25, No.4 (1952. 9) ,p.114(547)- 118(551)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19520900-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

彙報

今宮新氏提出學位請求論文審査要旨

主論文「班田收授制の研究」

本論文は、大化革新によつて斷行された諸改革のうちで、最も重大な意義を有する班田收授制の研究であつて、序論と本論とから成り、さらに前者は二章に分れ、後者は九章に分れてゐる。

序論の第一は、班田收授制と古代シナの土地制度、漢・晋時代の土地私有制限策、北魏の均田制、北齊・北周の均田制、隋の均田制、唐の均田制の各項において、古代シナに於ける土地制度を述べたものであつて、わが班田收授制に及ぼしたシナの田制の影響を知るためにには、唐代以前の古い田制を明かにしなければならぬとして、各時代の田制の特色をのべてゐる。第二は、唐以前に於ける均田制の實施、唐代に於ける均田制の實施、均田制崩壊の原因の各項において、均田制の實施及び崩壊をのべたものであつて、唐以前においても、唐代においても均田制の實施が不十分であつたことをのべ、ついでその崩壊の原因については、均田制そのものの不備缺陷、土地所有慾の發展、人口增加による土地の不足、戸籍の紊亂、及び種々の社會經濟的理由による農民の窮乏等

にあるとなす從來の見解に對して、著者はさらに土地の公有を完全に行はしめるには、強い道德觀念を必要とするとして、精神的理由をあげてゐる。

本論の第一は、大化革新と土地問題、土地公有主義の成立、土地公有主義の實施、大化當時の班田收授制の各項において、班田收授制の成立をのべたものであつて、大化前代において皇室を壓するやうな強勢な貴族豪族の出現を防止するには、彼等の土地人民の私有制を廢して公地公民主義を實現することが急務であつたが、しかしこれを完全に實行することができて困難であつたこと、しかし公地主義の前提となる班田收授制は、當時の記錄によるはなはだ漠然としてゐるけれども、實際においては、その制度が成立してゐたにちがいないことがのべられてゐる。

第二は、班田收授割の成立、班田手續及び班年、口分田、閑宅地、班田制と唐以前の均田制の比較、班田制と唐の均田制との比較、及び附記の日唐田令の對照の各項において、班田收授制の内容を説き、シナの均田制との比較によつて、わが班田制の特色を明かにしたものであつて、例へばシナの均田制においては、勞働力及び納稅力に應じて給田することを主義としたいはゆる經濟的目的であつたから、北魏や北齊においては奴婢や耕牛に對しても給田したのであるが、わが班田制における奴婢給田は、奴婢を一個の労働力としてではなく、彼等を人間とみなしてその生活を安

定せしめようとする一層高邁な見地から制定したのであつて、決して北魏・北齊の制度の模倣とみるべきではないとなし、また唐制との比較において、班田及び收公年齢、女子と奴隸とに對する班給、或は土地の賣買賃租等に關する差異をあげて、これは立法精神が根本的に異なるからであることを明かにしてゐる。

第三は、土地私有主義學說、土地私有主義學說の論據、土地私有主義學說への疑問、土地私有主義學說の批判の各項において、

律令時代における土地制度の本質を論じたるものであつて、大化改新をもつて成立し、大寶養老兩律令によつて確立した土地制度は、土地公有制度を原則とするものであつて、一般國民は國家から支給される土地の用益權を有するにすぎないとするが、從來の通説であつたが、近來これに對して、口分田をはじめ、位田、職田、賜田等も私有の園宅地・私墾田などとおなじく、官物官地ではなく私地私田であり、その享有者は官ではなくして一私人である地主・田主であり、それに對する權利もまた園宅地や私墾田の所有權と同種同類の地主權・田主權であるといふ土地私有主義學說が主張されてきたに對し、この説はあまりに法律上の字句にとらはれすぎて、その内容を閑却するところがあること、當時の地主權の内容は園宅地・私墾田の場合と、口分田・位田・職田・賜田の場合において相違のあつたこと、國家が口分田以下の諸田に對して、公法上の強力な權利を有してゐたこと、土地私有主

義學說は、口分田以下の諸田に對する國家の監督權を閑却すること、土地私有主義學說があげてゐるローマ法やドイツ固有法などの例は、獨自の性質を有するわが班田制に適用しがたいこと、土地私有主義學說は、律令時代の土地制度の成立についての史的考察、または班田制の立法精神についての考察が十分でないことの六つの理由をあげてこの新説に反対し、土地公有主義學說を堅持してゐる。

第四は、古代に於ける耕地所有形態に關する問題、小野博士の説について、石母田氏の説について、田令より見たる古代の耕地所有形態の各項において、古代に於ける耕地所有の諸問題を論じたものであつて、内田銀藏博士が班田收授制が比較的容易に行はれ得たことによつて、大化以前に土地總有にもとづく班田制類似の耕地割替制の存在したことを見唆して以來、贊否兩説が行はれてきたのであるが、著者はもつぱらその存在説を批判し、さうして律令時代における家族構成には、郷戸から戸への移行がみられるとともに、家族共產から私有制への發展もうかゞはれるが、律令時代以前においては、一方に大土地私有が發展しつゝあるとともに、地方村落内部においては、未だ郷戸的家族の存在が強力であつて、戸主の強力な統制の下に共同の財産を有し、共同の労働をなしたこと、すなわち律令以前における土地の所有形態は、戸を主體としたものであることを主張してゐる。

第五は、内田、瀧川兩博士の研究、口分田の班給について奈良時代以前に於ける班田制の實施、大寶二年の戸籍に現はれた口分

田についての各項において奈良時代以前に於ける班田の實施についてのべたものであつて、班田制の實施に當つて、一般民の耕地を全面的に公収したか否かは明かでないけれども、大化革新の目的が大土地私有の廢止及び人民への土地均分にあつたことをおもへば、屯倉・田莊等の私有地の公収の行はれたこと、班田は個人を對象とするけれども、班給に當つては戸主を通じてなされ、また地方的慣習や情況にもとづく所謂郷土の法が重視されたこと、

また當時の班田がかなり遠隔の地方においても行はれたけれども、記録のとぼしいために、その範囲及び施行の回數等を明かになしえないことなどがのべられてゐる。

第六は、初期に於ける實施、中期に於ける實施、後期に於ける實施の各項において、奈良時代に於ける班田制の實施についてのべたものであつて、天平時代以前において班田の施行が徐々に頽廕し、その對策が必要とされる状態についたこと、土地公有の原則を崩壊せしめた有力な要因である墾田の私有令が天平年間に公布されたのは、班田の施行によつて耕地の不足をきたしたためとも考へられるが、むしろ當時の支配層である貴族階級の内部における政争や、浮浪人の發生などによつてさまたげられながらも、

大體班年毎に施行されたこと、かくて奈良時代を通じて十回以上班田の實施されたことがのべられてゐる。

第七は、土地よりの考察、制度よりの考察(一・二)の各項において、班田收授制頽廕の原因をのべたものであつて、人口の疎密と田地の多寡との關係から生ずる不公平、土地の肥瘠から生ずる不公平、戸籍作成の困難、班田收授の手續の煩雜、爲政者の怠慢と不正、權門勢家の土地兼併、農民の口分田の詐取、農民の逃亡浮浪の増加などが、班田制の實施を妨害したことがのべられてゐる。

第八は、田令に規定されたる對策、口分田の不足に對する政策(一・二)、制度の改變による對策の各項において、班田收授制頽廕の對策についてのべたものであつて、田令には、田地の多寡及び田品の相違から生ずる不公平を調節する規定があるけれども、ほとんど効果を奏すことができなかつたこと、口分田不足の對策としてなされた墾田の獎勵が、その目的を果さなかつたばかりでなく、却つて土地の私有及び兼併の原因となり、公地の減少をきたさしめて、班田制の實施を困難ならしめたこと、また口分田不足の對策としての下田や、陸田の班給や、功田・位田・隠田の班給もできなくなり、口分田の面積の減少も、對策とみるよりは、土地の缺乏から來たる當然の結果とみるべきものであること、さらに制度において六年一班の班年度を延長して十二年一班

に改變したけれども、そのままに行はれず、また煩雜な班田手續の簡易化も、その効果のうたがはしかつたこと、要するにこの制度の運用に當る官吏が、この制度の精神を忘却し、却つて各自の利益のみを追求したことがこの制度の實施をますます阻害し、しかも爲政者は、すでにその精神が失はれ、その實施の困難であつた舊制度の維持のみを顧念して、これに代るべき新制度を創造する政治的見識と熱意とを有しなかつたことがのべられてゐる。

第九は、平安初期畿内に於ける班田制の施行、畿内に於ける班田制の崩壊過程、平安初期畿外諸國に於ける班田制の施行、地方に於ける班田制の崩壊過程、延喜時代に於ける班田制の施行、延喜以後の班田制の各項において、班田收授制崩壊の過程をのべたものであつて、平安時代の初期においては、皇威が盛んであり、特に桓武天皇の地方政治の刷新などによつて、この制度の實施が勵行されたこと、それより約百二十年間に於いてこの制度が全く廢絶するにいたつたこと、しかしながら畿内において班田が行はれなくとも、地方において行はれた場合が多く存し、畿内ではすでに廢絶に瀕する状態であつても、地方諸國のあるものは、熱烈にこれが實施を欲する状態であり、從つて畿内の班田制の頽廢をもつて地方諸國を推すことは、かならずしも當を得たものでないことなどがのべられてゐる。

本論文は著者の多年に亘る研究の成果であつて、その一部はす

でに雑誌「史學」に掲載され、その後それらをまとめて昭和十九年六月本論文とおなじ書名で公刊されたのであるが、本論文は前書に對する學界の批判に答へつゝ、さらにその後の學界における諸研究を參照して、前書を補正したものである。

從來班田收授制に關する研究は、多くの學者によつてなされたけれども、いづれも部分的のものであつて、主としてこの制度の本質とか、實施などの問題にとゞまつたが、本論文においてはさらにその頽廢の原因やその對策及びその崩壊の過程などを究明してゐて、この制度のほとんど全般に亘る綜合的研究と言つてよく、また從來の研究においては、この制度をもつて、シナの均田制との類似を強調して、單にそれの模倣とみなすものが多かつたが、著者は、均田制の影響を認めつゝも、單にその模倣としないで、大いにその獨自性を強調したのであつて、これらの點に本論文のいちじるしい特色と、その卓見とか示されてゐる。もちろん本論文の見解に對しては、立場の相違によつて種々の批判もなしえられるであらうし、またもし結論として、わが田制史における班田收授制の意義とか、閑宅地との關係とか、或は班田收授制から莊園制への移行過程などについて概觀されたならば、一層光彩をはなつであろうとの望蜀の念もおこりうるけれども、しかし著者はこの困難な問題の研究に對して、從來の見解を精細に批判し、或は是正しつゝ、新見解を展開したのであつて、わが學界を

裨益するところ、すこぶる大なるものがある。よつて著者は文學博士の稱號をうける資格あるものと認める。

昭和二十六年十一月二十六日

主査委員

應義塾大學教授 國史 擔當	文學博士 松本芳夫
經濟學博士 應義塾大學教授 經濟史 擔當	野村兼太郎
文學博士 應義塾大學教授 文學概論 擔當	間崎万里

史學研究會報告

第四〇一回例會 公開講演會

昭和二十六年十一月一七日午後一時 於一〇番教室

松本信廣氏
西岡秀雄氏

第四〇二回例會

昭和二十六年十一月二十七日午後二時半 於二番教室

船名とその傳說 四世紀の日本

清水潤三氏
村岡信子君

バーリントン教授の研究を中心とした

サミエルアダムス

山根淑子君

第四〇三回例會

昭和二十六年十二月一五日午後一時 於二番教室

神山四郎氏
中山正明君

ランケ史學の根底 イギリス十七世紀の一展開 シナに於ける演劇の基本形式の 形成に至る過程について	橋本光男君
---	-------

第四〇四回例會

昭和二十七年一月二三日午後二時半 於六番教室

F・V・ハルデンベルクの政治思想とその構造 リンカーンの偉大きさについて	本郷廣太郎氏
大石良雄の人間性	高羅駿治君

木部昭吉君

第四〇五回例會 今宮教授學位受領祝賀會・卒業生送別會

昭和二十七年二月二日午後一時 於一〇番教室

奴隸制度及び南北戦争に對するリンカーンの

考へ方に就いての歴史的考察

作品傾向より見たアメリカ映畫史

高羅駿治君
藤原侃君

ヨーロッパ文學のローマンチック主義運動

丸山繁郎君
片田惠己君

一向一撥の組織と構造

オリヴィアクロムウェルの影像